

NEC モバイル POS サービス利用約款

ものとする。

第 1 章 NEC モバイル POS サービス

第 1 条 (本約款の適用)

- NEC モバイル POS サービス約款(以下「本約款」という)は、日本電気株式会社を提供元とし、株式会社ぐるなび(以下「当社」という)が再販・代理店として販売する「NEC モバイル POS サービス」及び「ハードウェアメンテナンスサービス」(以下総称して「本サービス」という)の利用を申し込み、本約款に基づく本サービスの契約(以下「本契約」という)が成立した者(以下「契約者」という)と当社との間で適用される。
- 本サービスの利用にあたっては、本約款別紙1「NEC モバイル POS サービス利用規約」(以下「POS サービス利用規約」という)及び別紙2「ハードウェアメンテナンスサービス利用規約」(以下「メンテナンスサービス利用規約」といい、POS サービス利用規約とハードウェアメンテナンスサービス利用規約を総称して「別紙規約」という)が適用されるものとし、契約者はこれに同意する。なお、別紙規約内の「ユーザ」は契約者、「販売店」は当社に読み替えて適用する。
- 本約款に定めなき事項については当社が別途定める基本約款の定めが適用されるものとし、本約款(別紙規約を含む)の定めと基本約款の定めが相反する場合は、本約款の定めが優先して適用される。なお、特段の定めがある場合及び文脈上別の意味を有することが明確である場合を除き、本約款における用語の定義は、基本約款の定めに従う。
- 本サービスの提供は、別途当社が提供する「ぐるなび FineOrder」(以下「FineOrder」という)の契約を締結し、FineOrder を利用することを条件とする。

第 2 条 (本契約の締結及び成立)

- 本サービスの利用申込みは、利用希望者が、当社所定の申込書及び申込画面等(以下併せて「申込書等」という)に必要な事項を記入し、当社に提出又は登録することにより行われるものとする。かかる申込書等の提出又は登録をもって、利用希望者が本約款に同意したものとみなされる。
- 当社は、利用希望者による申込書等の提出後、基本約款第 4 条(基本契約の締結及び成立)の定めに従って当社所定の審査を行い、審査基準を満たさない場合、利用希望者は、本サービスを利用することができない。この場合、当社は遅滞なく利用希望者にその旨を通知する。但し、当社は、利用希望者に対し、審査基準を満たさない理由を開示する義務を負わず、利用希望者はこれに異議を述べることができない。
- 本契約の成立時期は、NEC モバイル POS サービスにおいては POS サービス利用規約第 5 条(ユーザーIDおよびパスワードの発行)第 1 項、ハードウェアメンテナンスサービスにおいてはメンテナンスサービス利用規約第 2 条(ユーザー毎の個別契約)第 2 項に定めるとりとする。

第 3 条 (利用料金)

- 契約者は、当社に対し、本サービス利用の対価(以下「利用料金」という)として、申込書等記載の金額を支払うものとする。
- 契約者は、当社が発行する請求書に記載された支払期日までに、当社が指定した支払条件及び支払方法(契約者が選択することができる場合は、契約者が選択した支払条件及び支払方法)に従い、当社に支払うものとする。
- 当社が必要と認め、契約者に相当期間を定めて通知した場合、当社は契約者に対して支払方法の変更等を行うことができるものとし、契約者はこれに応じるものとする。
- 利用料金の支払いにかかる手数料その他費用は、契約者が負担するものとする。

第 4 条 (契約期間)

本契約の有効期間は、NEC モバイル POS サービスにおいては本契約成立日から POS サービス利用規約第 16 条(有効期間)に定める終了日まで、ハードウェアメンテナンスサービスにおいては本契約成立日からメンテナンスサービス利用規約第 9 条(有効期間)に定める終了日までとする。

第 2 章 POS 端末等の売買

第 5 条 (適用)

本章の定めは、契約者が本サービスの利用にあたって当社からモバイル POS 端末及びモバイル POS 端末関連機器等(以下総称して「POS 端末等」という)を購入する場合に適用される。

第 6 条 (POS 端末等の売買契約の締結及び成立)

- POS 端末等の購入申込みは、購入希望者が、申込書等に必要事項を記入し、当社に提出又は登録することにより行われるものとする。かかる申込書等の提出又は登録をもって、購入希望者が本約款に同意したものとみなされる。
- 当社は、購入希望者による申込書等の提出後、基本約款第 4 条(基本契約の締結及び成立)の定めに従って当社所定の審査を行い、審査基準を満たさない場合、購入希望者は POS 端末等を購入することができない。この場合、当社は遅滞なく購入希望者にその旨を通知する。但し、当社は、購入希望者に対し、審査基準を満たさない理由を開示する義務を負わず、購入希望者はこれに異議を述べることができない。
- POS 端末等の売買契約は、当社が購入希望者による POS 端末等の購入の申込を承認した時点をもって成立する。
- 契約者が購入する POS 端末等の納期、納入場所、支払代金額、支払期日、その他売買につき必要な事項は、本契約に定めるものを除き、別途当社と契約者間にて定める。

第 7 条 (POS 端末等代金)

- 契約者は、当社に対し、POS 端末等の代金(以下「POS 端末等代金」という)として、申込書等記載の金額を支払うものとする。
- 契約者は、当社が発行する請求書に記載された支払期日までに、当社が指定した支払条件及び支払方法(契約者が選択することができる場合は、契約者が選択した支払条件及び支払方法)に従い、当社に支払うものとする。
- 当社が必要と認め、契約者に相当期間を定めて通知した場合、当社は契約者に対して支払方法の変更等を行うことができるものとし、契約者はこれに応じるものとする。
- POS 端末等代金の支払いにかかる手数料その他費用は、契約者が負担する

第 8 条 (POS 端末等の任意処分)

契約者が納期に POS 端末等を引き取らないなど当社の責めに帰すべき事由によらずに当社が本契約に基づく債務を履行できない場合、または契約者が本契約に基づく債務の履行を怠った場合には、当社は催告、履行の提供、その他何らの手続きを要せず、任意に POS 端末等売却し、その売却代金から売却に要した費用を差し引いた残額をもって契約者の当社に対する一切の債務の弁済に充当できる。この場合、不足金があるときは、契約者は当社の指示にしたがって、当社が指定する方法により支払うものとする。

第 9 条 (検査及び引渡し)

- 当社は契約者の指示にしたがって、別途定める納入期日に納入場所に POS 端末等を納入し、契約者は POS 端末等受領後、契約者の定める検査方法で、POS 端末等について、種類、品質または数量に関して本契約の内容に適合しないもの(以下「不適合」という)の有無等についての検査を行う。
- 契約者は検査終了後、POS 端末等について合格と判断する場合には、当社に対してその旨を通知する。
- 契約者は検査終了後、POS 端末等について不適合があると判断する場合には、当社に対してその旨を通知する。
- 契約者が POS 端末等受領後 7 営業日以内に前項の通知を行わなかった場合、検査に合格したものとみなす。
- POS 端末等の引渡の完了は、合格の通知時または前項に基づき検査に合格したものとみなされた時とする。

第 10 条 (所有権の移転)

POS 端末等の所有権は、POS 端末等の引渡の完了後、POS 端末等代金弁済完了によって当社から契約者に移転する。

第 11 条 (契約不適合責任)

- 契約者は、POS 端末等に不適合があり、かつ、当該不適合が第 9 条第 1 項の検査でも発見することができない場合、相当の期限を定めて、当社に対し、代替品もしくは不足分の納入、POS 端末等の補修または当社が相当と判断する代金の減額のうちから、当社が選択した方法の履行を請求することができる。
- 前項の場合において、不適合の存在によって本契約の目的を達することができない場合には、契約者は本契約を解除することができる。
- 第 1 項の場合において、当該不適合に基づき契約者が損害を被った場合における損害賠償は、基本約款第 19 条(損害賠償)の定めによるものとする。
- 契約者は、POS 端末等に不適合があることを発見した場合、POS 端末等の引渡の完了後 1 ヶ月以内に当社に対してその旨および不適合の内容を特定して通知しなければ、前三項に基づく請求または解除を行うことができない。また、前三項の定めにかかわらず、POS 端末等の不適合が契約者の責めに帰すべき事由によるものである場合、契約者は、前三項に基づく請求または解除を行うことができない。

第 12 条 (クレーム等の処理)

契約者が、当社に許可や同意を得ていない第三者に対し POS 端末等を転売または譲渡等した場合、POS 端末等に対するクレーム等について契約者が自らの責任および費用をもって解決し、当社は一切責任を負わないものとする。

第 13 条 (危険負担)

POS 端末等の引渡し完了前に生じた POS 端末等の滅失、毀損、減量、変質、盗難、紛失その他一切の損害は、契約者の責に帰すべき場合を除き当社の負担とし、引渡し完了後に生じたこれらの損害は、当社の責に帰すべきものを除き契約者の負担とする。

第 14 条 (POS 端末等の売買契約期間)

- 本契約の有効期間は、本契約の締結日から POS 端末等代金の支払いが完了した日又は POS 端末等が第 9 条の検査に合格した日のいずれか遅い日までとする。
- 本契約の終了後であっても、第 11 条(契約不適合責任)、第 12 条(クレーム等の処理)の規定は有効に存続する。

制定日:2025 年 2 月 14 日